



東地申第1号

11月12日 第1回交渉 その4

## 「JR東労組東京地本第36回定期大会及び 支部大会発言」に基づく申し入れ

### 主な議論（続き）

組合

新白河での新入社員研修時に、暗に労働組合への加入を否定する経営の意思が見える映像（DVD）を見せていると大勢の新入社員より聞いている。JR東日本はオープンショップ制であり、労働組合への加入は社員個人の判断だが、事実であれば、労働組合の加入勧誘活動への支配介入であり、大問題である。どのような映像なのか提示すること。

支社としてどのような研修内容か把握していない。  
映像資料は、会社の資料であり、組合へ見せる必要はなく示すつもりもない。

会社

組合

会社は、社員に不当労働行為と誤解されるようなことのないよう指導してきたと言うが、新白河での実情が懸念される。それらの懸念を晴らすためにもどのようなものなのかを示すべきだ。  
団体交渉の席上で求めており、映像そのものでなくても、代わりになるような資料を提示すべきだ。

労働組合への加入は社員個人の判断。  
研修の内容は、会社として責任を持ってやっているものであり、労働組合へ <sup>つまひら</sup> 詳かに示すものではない。  
(団体交渉で求められても) 示すつもりはない。

会社

組合

団体交渉へは真義誠実な姿勢で望むべきであり、誠意ある回答をするべきだ。  
会社として、支配加入の懸念を払拭できるように具体的な根拠に基づき示すべきだ。

会社

証明は難しいが、本社へ確認、検証し、今後の示し方を検討する

**団体交渉へは真義誠実な姿勢で向かうこと  
誠意ある回答と説明をするよう指摘！**

組合

社友会の主催する「自社社員による『会社の施策説明会』の講演会」は、講演者である自社社員が勤務時間で講演しており、参加者の差別を行うべきではない！  
また指定職の社員が、勤務時間内に社友会への加入勧誘を行っていることは問題である。また指定職の社員がやっている以上、社友会には会社がかん関与してい

社友会に限らず講演依頼を受けた場合、業務の必要性によって勤務時間かを判断している。  
勤務時間内での、社友会活動は認められない。業務時間外でやるもの。  
会社としては社友会にかん関与していない。

会社

**職場、人事異動、発令等で明らか且つ、大きな差別が発生していることを通告！  
一切の差別、不当労働行為を許さずに、職場からのたたかいを強化しよう！**